

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療費の公費負担について

(1) 入院患者医療費

【概要】

▽新型コロナ患者が新型コロナ治療のため入院した場合の医療費（食事代を除く）のうち、自己負担額の一部を公費負担の対象とする（公費負担決定通知が発行されないため、医療機関で各自判断し請求する）。

▽公費負担の変更に伴う経過的な取扱いは次のとおり。

①4月30日以前に入院した場合

・4月30日までの新型コロナ治療のための医療費については、従来どおり保険適用後の自己負担額について全額を公費負担の対象とする（公費負担決定通知が発行されるため、それを踏まえ請求する）。

②5月1日から5月7日までに入院した場合（4月30日から継続入院している場合を含む）

・従来どおり保険適用後の自己負担額について全額を公費負担の対象とする（公費負担決定通知が発行されないため、医療機関で各自判断し請求する）。

なお、この取扱いは入院期間が5月8日以降に及んだ場合、最長でも5月31日までとなる（6月1日以降の取扱いは、5月8日以降に入院した場合と同様となる）。

・ただし、公費受給者番号は「9999996（共通）」となる（公費負担者番号は、従来どおり保健所ごと）。

【公費負担適用範囲】

▽高額療養費制度適用後の自己負担分を対象とし、自己負担額について**原則2万円（2万円に満たない場合にはその額）**を減額する。

新型コロナウイルス感染症の入院治療にかかる医療費（食事代除く）



(2) 新型コロナ治療費

【概要】

▽新型コロナ患者が新型コロナ治療薬（※）の処方を受けた場合、その薬剤費（手技料等は含まず）のうち、自己負担額を公費負担の対象とする。

※ モルヌピラビル（ラゲブリオ）、ニルマトレルビル／リトナビル（パキロビッドパック）、エンシトレビル（ソコーバ）、レムデシビル（ベクルリー）、ソトロビマブ（ゼビュディ）、カシビマブ／イムデビマブ（ロナプリーブ）、チキサゲビマブ／シルガビマブ（エバシールド）

＜エバシールドは発症予防目的での投与のみ＞

▽国配布分の新型コロナ治療薬については、薬剤費は発生しない（診療報酬での請求不可）。

【公費負担適用範囲】

▽保険適用後の自己負担分を対象とし、自己負担額について**全額**を補助する。

新型コロナウイルス感染症の治療薬にかかる薬剤費（手技料等除く）



(3) 公費負担番号

公費の種類	適用範囲	公費負担者番号	公費受給者番号
入院患者医療費 <公費（1）>	県内共通	28040707	9999996
新型コロナ治療費<公費（2）>		28040806	

※診療報酬明細書の具体的な記載方法等については、次の通知参照。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け保医発0320第1号）

- ▽「PCR等検査費」及び「自宅・宿泊療養患者医療費」に係る公費負担は、令和5年5月7日まで適用する。
 ▽新型コロナの入院患者が新型コロナ治療薬の処方を受けた場合の公費負担は、まず、薬剤費について「公費（2）」を適用し、残りの新型コロナに係る入院医療費（食事代を除く）について「公費（1）」を適用する。

（※その他公費負担等の詳細については、厚生労働省事務連絡等を参照。）